

グリーン・ツーリズム・キャラバン支援の取り扱いについて

平成 18 年 3 月 27 日制定

改正 平成 19 年 3 月 23 日

改正 平成 21 年 3 月 24 日

改正 平成 26 年 4 月 25 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

改正 令和 3 年 4 月 1 日

群馬県中山間地域等総合振興対策事業のうちグリーン・ツーリズム・キャラバン支援の実施については、群馬県中山間地域等総合振興対策事業実施要領に定めるほか、次に定めるところにより取り扱うものとする。

1 目標

地域の個性を活かし地域の特性に応じた新たなグリーン・ツーリズムの提案・普及を図る。

2 事業の内容

本県におけるグリーン・ツーリズムの普及のために行う次の活動を支援する。

(1) 活動の内容

- ① 交流イベント等の開催
- ② 体験メニュー等の開発のための調査・研究等
- ③ 都市ニーズの把握のための調査・研究等
- ④ ホームページ開設
- ⑤ マスコミ等への宣伝
- ⑥ 市民農園、観光農園、体験農園等の開設のための調査・研究等
- ⑦ 環境教育等学校教育等との連携のための調査・研究等

(2) 事業実施上の留意事項

事業主体は次の事項に留意の上事業を実施するものとする。

- ① 実施事業の広報資料等に「グリーン・ツーリズム・キャラバン」の関連行事である旨を表示すること。
- ② イベント会場等で県の出展または展示する場所を提供すること。
- ③ 「ぐんまらしいグリーン・ツーリズム」がイメージできる活動に努めること。

3 事業の認定等

- (1) 事業主体の長は、原則として本事業を実施する 30 日前までに、別紙様式 1 により、「グリーン・ツーリズム・キャラバン支援事業計画書」（以下「事業計画」という。）（別紙様式 2）を添付して、正副 2 部を管轄する農業事務所長（以下「所長」という。）を経由して知事に申請する。ただし、4 月末までに実施する事業に関しては、この限りではない。

(2) 知事は、(1)の申請があったときは、地域における新たなぐんまのグリーン・ツーリズムを提案・普及するため県と連携した事業であり、かつ、内容が適正と認められる場合は、事業計画を認定するとともに、所長を経由して、事業主体の長に通知するものとする。

(3) 認定の取消

知事は、事業主体が認定した事業計画に従って事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すとともに、必要と認められる場合には、事業に係る補助金の返還を命じることとする。

4 事業の対象経費

事業の対象経費は、補助対象事業遂行のため必要な経費であって、表の区分に従い支出した経費に限るものとし、領収書等の支出を証明する書類は必ず保管するものとする。

節		区 分	補助対象外事例
報償費	謝金	○補助対象事業の研修等のイベント指導者・協力者等に対する謝金 ・視察先等の謝金	○土産代等左以外の報償費
旅費	普通旅費	○補助対象事業施行のため直接必要な旅費 ・イベント会場までの旅費	○宿泊経費
	講師等旅費	○補助対象事業の研修等のイベント指導者・協力者等に対する旅費 ・イベント指導者・協力者等の旅費	
需用費	消耗品費	○イベント開催に係る各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他消耗品に係る費用	○事業以外の用途に供する消耗品費
	燃料費	○イベントに係る物品輸送等の際にかかった燃料費 ・燃料費（自動車等の燃料費）	○事業主体の運営経費的(日常的に発生する経常経費)な燃料費
	食糧費	○事業施行上特に必要な食糧費とする。 ・イベント指導者・協力者等弁当、茶菓子賄料	○懇親会費 ○会食経費
	印刷製本費	○資料、図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費	○事業以外の用途に供する資料費
役務費	通信運搬費	○郵便料、電信電話料、運搬費等	○事業以外の用途に供する通信運搬費、手数料、回線使用料
	手数料	○振込手数料	
委託料		○イベント会場設営等の委託料	
使用料及び利用料		○会議用会場、貨客兼用自動車、駐車場	○懇親会場借料

	、物品等の使用料、賃借料及び損料 ○有料道路通行料	○事務所賃借料 ○事業以外の用途に供する 賃借料及び損料
備品購入費	○ソフト事業遂行のため必要な10万円以下の機械器具等（委託・賃借等に対応できるものは除く）	

ただし、団体等の運営に係わる恒常的経費、団体等構成員の人件費、飲食費は補助対象外とする。

また、事業の実施に伴う収入（参加料、売上金等）がある場合の補助金の額は、収入額を事業費から控除した額の2分の1を超えないものとする。

5 事業実施結果の報告

（１）事業主体の長は、事業の実施結果を別紙様式３により、「グリーン・ツーリズム・キャラバン支援事業報告書」（以下「事業報告」という。）（別紙様式２）を添付して正副２部作成し、事業実施後３０日以内に、管轄する農業事務所長を経由して知事に報告するものとする。

（２）知事は、（１）の報告の内容を検証し、必要に応じ、指導・助言を行うものとする。

6 県及び市町村の支援

県及び市町村は、群馬県地域興しマイスターの活用を図るなど、事業主体に対する適正かつ効果的な支援を行うものとする。

7 助成

県は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費の3分の2以内を助成する。ただし、事業主体が市町村の場合は、2分の1以内とする。

附則

この取り扱いは、平成18年4月1日から施行する。

附則

この取り扱いは、平成19年4月1日から施行する。

附則

この取り扱いは、平成21年4月1日から施行する。

附則

この取り扱いは、平成26年4月25日から施行する。

附則

この取り扱いは、平成28年4月1日から施行する。

附則

この取り扱いは、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式 1

番 号
年 月 日

群馬県知事 様

事業主体の長

年度グリーン・ツーリズム・キャラバン支援事業に係る事業実施申請
について

年度グリーン・ツーリズム・キャラバン支援事業の認定を受けたいので、群馬
県中山間地域等総合振興対策事業実施要領第3の1、及び「グリーン・ツーリズム・キャ
ラバン支援の取り扱いについて」に基づき、申請します。

(別紙様式2 グリーン・ツーリズム・キャラバン支援事業計画書を添付)

別紙様式 2

実施年度	年度
------	----

グリーン・ツーリズム・キャラバン事業計画（報告）書

市 町 村 名		地区名	
事業主体名			

1 事業実施の基本的考え方

2 事業実施の内容

(1) 事業実施の内容

①交流イベント等の開催

(ア) イベント開催計画（実績）

イベント名	開催日時	開催場所	対象人数	内 容

※通年イベントを検討の場合、年間計画を記載すること

(イ) 参集方法

参集対象	参集方法	資料作成部数	備考

②体験メニュー等の開発のための調査・研究等

体験メニュー等の名称（案）	内 容	調査・研究方法

③都市ニーズ把握のための調査・研究等

対象地域	調査期間	調査内容	調査方法

④ホームページ開設

ホームページ名称	開設方法	掲載内容

⑤マスコミ等への宣伝

宣伝対象	内 容	宣伝方法

⑥市民農園、観光農園、体験農園等の開設のための調査・研究等

設置地区	調査期間	調査内容	調査方法

⑦環境教育等学校教育等との連携のための調査・研究等

対象小中学校	内 容	調査方法

(2) 事業実施の体制

3 事業費の概要

(1) 事業費負担計画（実績）

（単位：千円）

事 業 費	負担の区分		
	県 費	市町村費	その他

(2) 事業費の内訳

（単位：千円）

項 目	内 容	事業費	県 費

4 期待される効果と課題

5 その他添付資料等

(1) 事業実施記録（写真）等

(2) その他参考となるべき資料

別紙様式 3

番 号
年 月 日

群馬県知事 様

事業主体の長

年度グリーン・ツーリズム・キャラバン支援事業に係る事業実施報告
について

年度グリーン・ツーリズム・キャラバン支援事業の実施結果について、群馬県
中山間地域等総合振興対策事業実施要領第3の2、及び「グリーン・ツーリズム・キャラ
バン支援の取り扱いについて」に基づき、報告します。

(別紙様式2 グリーン・ツーリズム・キャラバン支援事業報告書を添付)